

第1章 見直しの背景

1 見直しの背景

本市では、昭和31年に鎌倉海浜公園、源氏山公園及び栄町公園を都市計画決定したことをはじめとして、貴重な地域の緑とオープンスペースを保全し、また、創造していくための積極的な取組の一つとして、都市計画公園・緑地を定め、施設緑地として整備を進めてきました。

しかしながら、都市計画公園・緑地の計画的な整備が進まず、計画面積の約15%が未着手となっている状況です。

中には都市計画決定から50年以上経過したものもあり、社会情勢の変化から、求められる機能や必要性についても変化している可能性があります。

また、道路や公園などの都市計画施設の区域には、都市計画法第53条に基づき建築しようとする建築物の階数や構造に制限がかかっており、長期にわたって、こうした制限をかけ続けている事が課題となっています。

長期にわたり整備の見通しがたたない都市計画施設の存在が全国的にも問題視されるなか、平成23年11月に「都市計画運用指針（国土交通省）」が改正され、都市計画施設等を定期的に見直す「マネジメント・サイクルを重視した都市計画」の考え方が示されました。

このような状況を踏まえ、神奈川県において、社会経済情勢の変化や地域の実情等に応じた見直し作業が円滑に進むよう、見直しに際しての基本的な考え方などを取りまとめた「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」（以下「県ガイドライン」といいます。）が平成27年3月に策定されました。

本市においても、今後の都市計画公園・緑地見直しに対する考え方を示すため、「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針」（以下「本方針」といいます。）を策定します。

2 都市計画公園・緑地見直しとは

（1）都市計画公園・緑地とは

都市計画公園・緑地とは、都市計画法第11条に規定された都市施設の公園・緑地として、都市計画決定された施設緑地※のことです。

公園は、休息や運動等のレクリエーションの場として、また、災害時の避難等を目的としており、緑地は、自然的環境の保全、景観の向上、緑道等を目的としています。

整備された都市計画公園・緑地は、都市公園法第2条に規定された都市公園として、都市公園法のもと適切に管理されています。

※ 都市計画公園・緑地は、都市計画決定している施設緑地のことです。

施設緑地	公園や緑地等として整備を図るもの
	・ 都市公園（街区公園、近隣公園、総合公園、広域公園など） ・ 都市緑地（整備を伴う緑地） ・ 広場 など
地域制緑地	区域を指定し、行為規制により保全を図るもの
	・ 特別緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区等の都市計画で定める地域制緑地 ・ 自然公園 ・ 自然環境保全地域 など

出典：都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（平成27年3月）神奈川県

(2) 都市計画公園・緑地の見直しとは

都市計画公園・緑地の見直しとは、県ガイドラインにおいて、「都市計画決定から長期間経過しても未着手（以下「長期未着手」といいます。）の都市計画公園・緑地について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その必要性を確認するなど都市計画の再検証を行い、行政としての説明責任を果たすことで、都市計画に対する信頼性を高めるものである。」としています。

本市では、県のガイドラインを踏まえ、都市計画決定後 20 年以上経過しても未供用区域が存在し、かつ整備が完了していない区域を未着手区域として抽出し、その原因や課題を把握し、その必要性、実現性や代替性を検証するなど、求められる機能を整理し、「存続」「変更（付替）」「廃止（一部廃止含む）」の判断を行います。

3 本方針の位置付け

本方針は、県ガイドラインに基づき、「鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「鎌倉市都市マスタープラン」や「鎌倉市緑の基本計画」等の上位計画との整合をはかりながら、都市計画公園・緑地の見直しに対する本市の考え方及び見直し対象公園の具体的な方針を示すものです。

本方針において、「廃止（一部廃止含む）」と判断した都市計画公園・緑地の区域は、今後廃止に向けた都市計画変更手続を進めていきます。

■ 上位計画との関連

